

八代市環境センターマテリアルリサイクル推進施設運転管理業務委託 公募型プロポーザル

《募集要領》

1.	業務目的	2
2.	業務概要	2
3.	参加資格	2
4.	実施スケジュール	3
5.	公募方法	4
6.	質問・回答	4
7.	参加申込み	4
8.	企画提案書等の提出	5
9.	参加の辞退	7
10.	参加資格の可否及びプレゼンテーション日時の通知	7
11.	企画提案書等及びプレゼンテーションの評価	7
12.	契約	8
13.	その他	9
14.	事務局	10

令和7年3月

八代市 市民環境部 循環社会推進課

八代市環境センターマテリアルリサイクル推進施設運転管理業務委託公募型プロポーザル 募集要領

1. 業務目的

本件は、八代市環境センターのマテリアルリサイクル推進施設及び車庫棟ヤード（以下「対象施設」という。）の適切な運転管理により、安全性、安定性を確保しつつ、資源物等の一般廃棄物を効率的に処理することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

八代市環境センターマテリアルリサイクル推進施設運転管理業務委託

(2) 業務内容

別紙「運転管理業務委託仕様書」のとおり

(3) 事業期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日まで（60 月）

(4) 事業費限度額

事業費限度額は、上限 784,200,000 円とする（60 月総額）（消費税及び地方消費税の額を含まない）

3. 参加資格

(1) 参加者の構成

本公募型プロポーザルに参加することができる者は、単独の事業者又は複数の事業者により構成される共同企業体（JV）とする。

共同企業体の場合は、構成員は、共同企業体の代表構成員となる事業者を決め、代表構成員は、全体の意思決定、運転管理等に全ての責任を持つこと。

共同企業体の結成に当たっては、次の全ての要件を満たすこと。

- ① 本公募型プロポーザルに関し、2 以上の共同企業体の構成員でないこと。
- ② 代表構成員は、構成員のうち最大の出資比率の者であること。
- ③ すべての構成員が、均等割の 10 分の 6 以上の出資比率であること（構成員数が 2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上）。

(2) 参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たすこと。

ただし、共同企業体にあつては、①から⑧の要件は、その構成員全てが、⑨及び⑩の要件は、代表構成員が満たすこと。

なお、参加資格要件の基準日は令和 7 年 4 月 1 日とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 令和 6・7 年度八代市競争入札参加有資格者名簿（物品・役務等）において、八代市内での営業所の登録業者であること。
- ③ 公告日から契約締結の日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受

けている期間が存在しないこと。

- ④ 八代市における競争入札参加資格有資格者間（物品・役務）において資本関係・人的関係がある複数の者の参加でないこと。
- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- ⑥ 代表者又は役員等が、八代市契約等からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 20 年八代市告示第 103 号）別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑦ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者であること。
- ⑧ 役員又は使用人等が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されていないこと。
- ⑨ 平成 27 年 4 月以降に地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む。）が管理する廃棄物処理施設（粗大ごみ処理施設及び圧縮梱包施設を含むリサイクル施設）において、通算 3 年以上（同一施設）の運転管理実績を有していること。
- ⑩ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者（直接的な雇用関係にあること）を配置できること。なお、配置された者は対象施設に常駐（対象施設の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に対象施設に滞在していること）すること。

5. 実施スケジュール

本公募型プロポーザルの実施スケジュール（予定）は以下のとおりとする。

① 公募開始（八代市ホームページに掲載）	令和 7 年 3 月 24 日（月）
② 質問の受付期間	令和 7 年 3 月 24 日（月） ～4 月 7 日（月）
③ 質問の回答期限	令和 7 年 4 月 14 日（月）
④ 参加申込書等の受付期間	令和 7 年 3 月 24 日（月） ～4 月 7 日（月）
⑤ 参加資格可否・プレゼンテーション日時の通知	令和 7 年 4 月 15 日（火）
⑥ 企画提案書類の受付期間	令和 7 年 4 月 15 日（火） ～4 月 21 日（月）
⑦ プレゼンテーションの実施・契約候補者の選定	令和 7 年 4 月 30 日（水）
⑧ 審査結果通知	令和 7 年 5 月中旬

5. 公募方法

八代市ホームページで募集要領を公開して募集する。

6. 質問・回答

質問がある場合は、以下のとおり問い合わせすること。

(1) 受付期間

令和7年3月24日（月）から令和7年4月7日（月）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（様式第9号）を電子メールで提出することとする。なお、メールの件名は「公募型プロポーザルに関する質問について（事業者名）」とし、必ず本要領「14」に記載する事務局に電話で送信確認を行うこと。

(3) 提出先

本要領「14」に記載する事務局

(4) 回答方法

八代市ホームページにおいて公開するものとする。

(5) 回答期限

令和7年4月14日（月）

※最終回答期限を示すものであり、原則、質問を受け付けた日から5開庁日までに随時回答する。

(6) 現地確認

令和7年4月21日（月）までの期間であれば、現地の確認を許可する。現地確認を希望する場合は、本要領「14」に記載する事務局に電話で連絡のうえ、日時の予約をすること。

7. 参加申込み

本公募型プロポーザルに参加しようとする者は、八代市ホームページに掲載する参加申込書等を提出すること。なお、期限までに参加申込書等を提出しない者、又は参加資格要件を欠くと認められる者は、本公募型プロポーザルに参加することができない。

(1) 受付期間

令和7年3月24日（月）から令和7年4月7日（月）まで（必着）

(2) 受付時間

平日開庁日の午前9時から午後5時まで

(3) 提出書類

① 参加申込書（様式第1号）

- ・当該様式に押印する印鑑は、八代市への届出印（令和6・7年度八代市競争入札参加資格（物品・役務等）における使用印をいう。以下同じ。）とする。
- ・誓約書（添付様式1）を添付すること。
- ・（共同企業体の場合）共同企業体届出書兼委任状（添付様式2）及び共同企業体協定

書（任意様式）の写しを添付すること。

② 同種業務の受託実績調書（様式第 2 号）及び契約履行実績が確認できる書類

- ・ 本要領「3.（2）⑨」に規定する平成 27 年 4 月以降に地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む。）が管理する廃棄物処理施設（粗大ごみ処理施設及び圧縮梱包施設を含むリサイクル施設）の運転管理実績について 10 件以内で記載すること。
- ・ 本様式により、本要領「3.（2）⑨」に規定する資格要件の確認及び別紙「評価基準」に規定する同種業務の実績について評価する。
- ・ 記載した業務実績の全ての契約書の写し（又は発注者が作成した契約履行証明書）、受託業務仕様書を添付すること。

③ 本要領「3.（2）⑩」に規定する廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者の資格及び雇用関係の確認ができる書類

※健康保険被保険者証等の写しを提出する場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング（黒塗り等）を施したうえで提出すること。

(4) 提出部数

正本 1 部（八代市への届出印を押印したもの）

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

(6) 提出先

本要領「14」に記載する事務局

(7) その他

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- ② 提出書類受付後、本市が必要と認める場合は、補足資料等の提出を求めることがある。
- ③ 本公募型プロポーザルの適切な審査のために必要な範囲において、令和 6・7 年度八代市競争入札参加資格申請書を照会する。

8. 企画提案書等の提出

本公募型プロポーザルに参加する者は、期限までに本要領に規定する書類を提出すること。

なお、期限までに企画提案書等を提出しない者は、失格扱いとする。

(1) 受付期間

令和 7 年 4 月 15 日（火）から令和 7 年 4 月 21 日（月）まで（必着）

(2) 受付時間

平日開庁日の 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式第 3 号）
 - ・ 当該様式に押印する印鑑は、八代市への届出印とする。
- ② 企画提案書（任意様式）
 - ・ 企画提案は、1 者 1 提案とする。
- ③ 価格提案書（様式第 4 号）

- ④ 積算内訳書（任意様式）
- ⑤ 自己資本比率状況書（様式第 5 号）
- ⑥ 流動比率状況書（様式第 6 号）
- ⑦ 直近 3 事業年度決算状況書（様式第 7 号）
- ⑧ 直近 3 事業年度の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し
 - ・引用した、決算書の数値をマーカーで明示すること。
- ⑨ USB メモリ又は CD-R（①～⑧を PDF 形式で保存したもの）

(4) 提出部数

- ① 正本 1 部（八代市への届出印を押印したもの）
 - ※ (3) 提出書類の①～⑧の順にインデックスを付け、A4 フラットファイルに綴じて提出すること。
- ② 副本（写し）8 部（副本には提案者名を記載しないこと）
- ③ USB メモリ又は CD-R 1 枚

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

(6) 提出先

本要領「14」に記載する事務局

(7) 企画提案書の作成について

- ① 別紙「評価基準」の各評価項目、業務仕様書及びそれに付随する資料等に基づき企画提案書を作成すること。
- ② 用紙のサイズは、A4 判とする。やむを得ず、A3 判で作成する場合は、片面印刷で A4 判に折り込みすること。
- ③ 文字のサイズは 12 ポイント程度で見やすいレイアウトとすること。
- ④ 企画提案書は、専門用語や略語等の使用を極力控え、簡潔平易な記述とすること。
- ⑤ 企画提案書のページ下部に通しページ番号を付すこと。また、企画提案書の綴りの順序は、別紙「八代市環境センターマテリアルリサイクル推進施設運転管理業務委託公募型プロポーザル評価基準表」の審査項目の順に沿って容易に採点できるように作成すること。
- ⑥ 作成された企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、本公募型プロポーザルの適切な審査のために必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ⑦ 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、それを無効とし提案者を失格とする。
- ⑧ 企画提案書の提出後、本市が必要と認める場合は、補足資料等の提出を求めることがある。

(8) 価格提案書（様式第 4 号）の作成について

- ① 本要領「2. (4)」に記載する金額を上限とする。
- ② その他注意事項については、価格提案書（様式第 4 号）に記載の注意事項により確認すること。

(9) 参考資料の貸与

- ① 参考資料内容

しゅん工図面等

② 貸与方法

参考資料は CD-R を貸与する方法で行い、令和 7 年 3 月 24 日（月）から申請を受け付ける。借用を希望する場合は、本要領「14」に記載する事務局に電話で連絡のうえ、借用希望日時の予約をすること。貸与は借用書（様式第 10 号）により行うので、必要事項を記載のうえ持参すること。なお、各資料は本公募型プロポーザルの目的以外での閲覧・利用を禁止する。

③ 返却方法

貸与した CD-R は、プレゼンテーション実施日までに本市へ返却すること。なお、参加申込みをしない者、又は参加資格審査の結果、参加資格要件を欠くと判断された者は、直ちに郵送又は持参により本市へ返却すること。

※貸与した CD-R から保存した内容については、全て消去し、著作権等を侵害しないこと。

9. 参加の辞退

本公募型プロポーザルにおける参加申込書（様式第 1 号）の提出後、参加を辞退する場合は以下のとおりとする。

(1) 受付期間

参加申込後から令和 7 年 4 月 7 日（月）午後 5 時必着

(2) 受付時間

平日開庁日の 午前 9 時から 午後 5 時まで

(3) 提出書類

辞退届（様式第 8 号）

(4) 提出部数

正本 1 部（八代市への届出印又は実印を押印したもの）

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

(6) 提出場所

本要領「14」に記載する事務局

10. 参加資格の可否及びプレゼンテーション日時のお知らせ

参加申込者のプレゼンテーション日時について、次のとおり通知する。

(1) 通知日

令和 7 年 4 月 15 日（火）

(2) 通知方法

参加申込書（様式第 1 号）の担当者連絡先欄に記載されたメールアドレスへ通知し、その後、当該提案者へ通知書を郵送するものとする。

11. 企画提案書等及びプレゼンテーションの評価

(1) 評価基準

別紙「八代市環境センターマテリアルリサイクル推進施設運営業務委託公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 実施日時

令和7年4月30日（水）（予定）

※プレゼンテーションの順番は、本市が参加申込書（様式第1号）を受理した順番とする。

イ 実施場所

八代市環境センター 管理棟2階 多目的ホール

ウ 実施方法

プレゼンテーションにおける提案時間は20分以内とし、提出した企画提案書の内容に基づき簡潔に説明すること。その後、15分程度のヒアリングを行う。

※入退場準備の時間は10分以内とすること。

エ 結果通知

審査結果は提案者全員に書面で通知するとともに、八代市ホームページに掲載する。
なお、審査の経緯及びその内容に関しての質問や異議は一切受け付けない。

オ その他

- ・プレゼンテーションへの出席者は5名までとする。
- ・他の提案者のプレゼンテーションは傍聴できない。
- ・プレゼンテーション開始時刻に遅刻した場合、又は不参加の場合は失格扱いとする。
- ・プレゼンテーション実施に際して必要な物（パソコン・接続ケーブル等）は提案者が用意すること。ただし、電源、プロジェクター、スクリーンについては本市で用意する。
- ・プロジェクター等を使用したプレゼンテーションを実施予定の者は、その旨を本市に事前報告することとする。また、パソコン接続の不具合に備え、スライド内容を保存したUSB媒体等を用意しておくこと。
- ・プレゼンテーション当日の追加資料の配付や事前に提出済みの企画提案書等の差替えは認めない。

(3) 評価方法

「環境センターマテリアルリサイクル推進施設運転管理業務委託公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。

(4) 契約候補者の選定方法

- ① (3) の得点が最も高い者を契約候補者として選定する。ただし、得点が60点未満の場合は、契約候補者として認めないものとする。

- ② 最高点の者が2者以上となった場合は、価格提案書に記載した金額が最も低い者を契約候補者とし、価格提案書に記載した金額も同額の場合は、後日当該提案者にくじを引かせることにより契約候補者を決定する。当該提案者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて本件事務に関係のない職員にくじを引かせて契約候補者を決定する。
- ③ 提案者が1者のみの場合であっても、提案内容の評価を行い、選定の可否を決定する。この場合において、得点が60点未満のときは、契約候補者として認めないものとする。

12. 契約

- ① 本要領「11」により選定された契約候補者と業務内容、契約金額及び企画提案内容による仕様等について協議し、協議が調ったときは契約を締結する。
- ② ①の協議が調わない場合、又は契約候補者が参加資格要件を有しなくなった場合若しくは辞退した場合は、次順位者を契約候補者とする。
- ③ 契約金額は、提案価格に消費税及び地方消費税の額を加算した金額以内とする。
- ④ 契約の締結に際しては、企画提案の詳細について別途協議・調整の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- ⑤ 契約保証金は免除とする。
- ⑥ 契約締結後において、本要領「3」の参加資格を満たさなくなった場合や、虚偽の記載等不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。
- ⑦ 契約締結後において、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

13. その他

- ① 提出書類の作成等に要する費用は提案者の負担とする。
- ② 提出を受けた書類の返却は行わない。
- ③ 本市は、本公募型プロポーザル実施に当たり知り得た情報を、提案者に無断で本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、八代市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- ④ 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ・本要領「3」の参加資格を満たさなくなった場合
 - ・関係法令等に違反した場合
 - ・提出すべき各書類が期限までに提出されなかった場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・選定委員会の委員に対し、評価の公平性に影響を与える接触を行った場合
 - ・本要領及び仕様書の記載事項を遵守しない場合
 - ・その他、本市が本公募型プロポーザルに参加することが不適当と認めた場合
- ⑤ 本要領に定めのない事項については、地方自治法及び地方自治法施行令の定めるところによる。
- ⑥ 天災その他やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本公募型プロポーザルを停止し、又は中止することがある。

- ⑦ プレゼンテーションの実施に際し、新型コロナウイルス感染症対策による移動制限等がある場合は、Web会議システムを活用して実施する場合がある。
- ⑧ 原則として、共同企業体の代表構成員及び構成員を変更することはできない。

14. 事務局

〒866-0033 八代市港町 299 番地（エコエイトやつしろ）

八代市 市民環境部 循環社会推進課

Tel : 0965-32-4675（直通）

Fax : 0965-35-3902（直通）

E-mail : junkan@city.yatsushiro.lg.jp